

衆議院法務委員会ニュース

平成 26.11.7 第 187 回国会第 9 号

11 月 7 日（金）、第 9 回の委員会が開かれました。

1 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 9 号）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 10 号）

- ・ 上川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 高橋みほ君（維新）が討論を行いました。
- ・ 採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成一自民、民主、公明、鈴木貴子君（無）、西村眞悟君（無） 反対一維新、次世代）

（質疑者及び主な質疑内容）

神山佐市君（自民）

- ・ 裁判官については、憲法第 79 条及び第 80 条に報酬に関する規定があるが、検察官については、どのような根拠に基づいて、一般の政府職員とは別の俸給体系が規定されているのか、伺いたい。
- ・ 政府による給与制度の総合的見直しに伴い、本法案により、裁判官の報酬について減額の措置が講じられることとなるが、在任中の裁判官の報酬の減額を禁じる憲法第 79 条及び第 80 条との関係について、伺いたい。
- ・ 社会情勢が大きく変化している中で、司法に対する国民の信頼と理解を向上させるために、裁判官及び検察官の定員を増やしていくべきだと考えるが、法務大臣の所見を伺いたい。

横路孝弘君（民主）

- ・ 全国どこでも同じ仕事であるにもかかわらず、地域により裁判官の報酬等の額に差が生じることについて、最高裁判所当局はどのように考えているのか。また、同じ仕事でも報酬等の額が少なくなることから、地方への赴任を希望する者が少なくなることが懸念されるが、これをフォローする方策を検討しているのか、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・ 昨年 11 月に全国ハンセン病療養所入所者協議会など 3 団体から、ハンセン病患者に係る特別法廷の正当性について、第三者機関により検証を行うよう要請されたことを受け、最高裁判所が設置した調査委員会においては、患者、裁判官、検察官、警察官等の関係者からのヒアリングを行うなどして、特別法廷の実態を明らかにするとともに、裁判の公開の原則や平等原則等の憲法上の問題として認識して調査を行うべきだが、どのような方法で調査を行うのか、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・ ハンセン病患者の刑事事件に関する特別法廷についての実態を明らかにするためには、裁判前の警察及び検察における取調べなどの捜査の実態についても調査を行う必要があるが、

その調査についての法務大臣及び警察庁の見解を伺いたい。

- ・ 成年後見制度をめぐる問題及び成年後見人についての裁判所の監督責任について、最高裁判所の見解を伺いたい。また、後見制度支援信託における地方銀行の活用についての見解も伺いたい。

階 猛君（民主）

- ・ 国家公務員の総人件費について、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）において「抑制を図る」とされているが、これは総人件費の削減を意味するものなのか、内閣人事局に伺いたい。
- ・ 国家公務員の総人件費に関して、内閣人事局の方針が不明確であること及び最高裁判所は政府の方針に必ずしも拘束されないことについて、法務大臣の見解を伺いたい。

高橋みほ君（維新）

- ・ 業績と連動して上下する民間の給与水準に合わせて給与が改定される一般の政府職員とそろえるかたちで、司法権の独立に鑑みて職責の重い裁判官の報酬や、検察官の俸給を改定することは妥当でないと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 従業員数が 50 人以上の企業とだけ比較して公務員の給与を決めると、公務員の給与が高すぎるという国民感情を招きかねないため、50 人未満の企業も含めて広く統計を取った上で、民間給与と比較して公務員はこの水準にするという決定方法に変更すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 我が国の裁判官の報酬及び検察官の俸給を諸外国と比較した場合の水準について、最高裁判所当局及び法務省に伺いたい。
- ・ 裁判官に超過勤務手当や休日給が支給されないことにより、働き過ぎなどの問題を引き起こしていないかを危惧するが、裁判官の超過勤務の実態を把握しているか、最高裁判所当局に伺いたい。

西 田 讓君（次世代）

- ・裁判官、検察官の人事評価の状況及び実際の評価の態様について、最高裁判所当局及び法務省に伺いたい。
- ・裁判官、検察官の鏡とはどういうものかについて、最高裁判所当局及び法務省が持っているイメージを伺いたい。